

- 1 早期是正機能を導入するとともに、財政悪化した場合には、当該地方公共団体が存続し、基本的な行政サービスの提供を維持しながら再生するスキームとするか。

- 2 早期是正機能のあり方については、3 を視野に入れつつ、まずは現行の地方行財政制度の基本的枠組みの下（3（1）の場合）で、早期是正を促す具体的なスキームの導入に向けて検討を行うこととするか。

- 3 再生スキームのあり方については、
 - （1）現行の地方行財政制度の基本的枠組みの下で再生する場合と、
 - （2）地方行財政制度の抜本改革（国による事務の義務付けの廃止、地方税の充実、投資的事業に対する財源措置の抜本的な見直し、地方債の自由化等）が進展しているとした場合とを整理して考える必要があるか。

現行の地方行財政制度の基本的枠組み下

地方行財政制度の抜本改革の進展後

分権改革



○再生スキーム 3—(2)

※必要な経過措置

- ・国による事務の義務づけの廃止
- ・地方税の充実
- ・投資的事業に対する財源措置の抜本的見直し
- ・地方債の自由化
- 等

○再生スキーム 3—(1)

○早期是正のスキーム

フロー・ストックの客観的指標の整備